

解釈指針 1 - 1 - 2 - 3 の規定に関する基本的な考え方について

【法科大学院評価基準要綱】

解釈指針 1 - 1 - 2 - 3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

「5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者」とは、司法試験における5年間の期間制限の中で受験できる最終年度を迎える者の修了年度の者が該当します。

例えば、平成29年度に実施する本評価の場合、次のように考えます。

平成29年に実施される司法試験は平成24年度から平成28年度に修了した者に受験資格が認められます。

平成24年度に修了した者は、平成25年から平成29年に実施される司法試験を受験することができます。

以上のことから、評価実施年度である平成29年度に実施される本評価において「当該法科大学院を修了して5年が経過する者」とは、司法試験を受験できる最終年度の修了者であり、平成24年度修了者が該当します。そして、平成24年度以前5年間の修了者（この場合、平成20年度から平成24年度に修了した者）のうち、司法試験合格率が7割以上であるかを判定することとしています。

平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度



当該5年間における修了者の司法試験合格率で判定



当該5年間における修了者の司法試験合格率で判定



当該5年間における修了者の司法試験合格率で判定